



お支払いする場合

- のうこうそく 脳梗塞のため入院して、脳血管塞栓摘出術を受けたケース。
→ 施術の部位・内容・種類等を問わず60日の間に1回の給付を限度としてお支払いします。



お支払いできない場合

- 外来で内視鏡的大腸ポリープ切除術を受けたケース。
→ 「入院日数が1日以上入院中に受けた手術」ではないため、お支払いできません。
- 交通事故によるケガで入院して骨折観血的手術を受け、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の適用を受けたケース。
→ 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)が適用された入院中の手術は公的医療保険の給付対象とならないため、お支払いできません。

「入院時手術保障特約(2021)」
の場合は ○ となります

「入院時手術保障特約(2021)」
は、「入院時手術保障特約」の
支払事由を拡大し、自由診療
や労災保険(労働者災害補償
保険)などの場合も支払対象
としました。

解説

■ 「入院時手術保障特約」と「入院時手術保障特約(2021)」では、「お支払いする場合」が異なります。

	特約名【特約付加・更新日】	
	入院時手術保障特約 [2021年1月1日以前]	入院時手術保障特約(2021) [2021年1月2日以降]
・公的医療保険適用の場合 (事例1の(※)を参照ください)	○	○
・自由診療の場合 ・労災保険(労働者災害補償保険)・自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険適用の場合 ・公的医療保険制度の被保険者資格を喪失している場合 など	×	○ [※]

※診療報酬点数表に定められている手術、放射線治療が対象